

## 権利関係⑰ 物権変動

### ○×式確認問題 【問題】

\* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 Aは、自己所有の甲土地をBに売却し引き渡したが、Bはまだ所有権移転登記を行っていない。この場合、AがCに対する債務の担保のために甲土地に抵当権を設定し、その登記を具備したとしても、その後Bが所有権移転登記を具備したときには、BはCに対して、甲土地に抵当権に優先していることを主張することができる。
- 2 不動産売買契約に基づく所有権移転登記がなされた後に、売主が、当該契約を適法に解除した場合、売主は当該不動産の所有権登記を具備していなくても、当該解除後に、当該不動産を買主から取得して所有権移転登記を具備した第三者に対して、当該不動産の所有権を対抗することはできる。
- 3 A所有の土地がAからB、BからC、CからDへと転々譲渡された場合、登記名義がAのままであるときは、DはAに対し、登記がなければその土地の所有権を主張することができない。
- 4 Aが、B所有の土地を占有し、取得時効期間を経過した場合で、時効完成前に、Bがその土地をCに譲渡して登記を移転したとき、Aは、登記があれば、Cに対して時効による土地の取得を主張することができる。
- 5 Aの所有する土地について、A B間で、代金全額が支払われたときに所有権がAからBに移転する旨約定して、売買契約が締結された場合、BがAに代金全額を支払った後、AがBへの所有権移転登記を完了する前に死亡し、CがAを相続したときは、Bは、Cに対して所有権の移転を主張することはできない。